

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

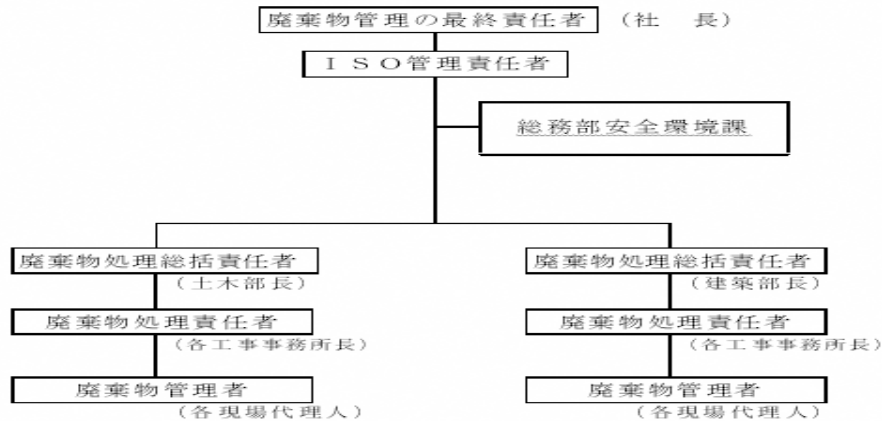
<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和 7年 6月17日</p> <p>さいたま市長 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区岸町5-7-11</p> <p style="text-align: right;">株式会社ユーディケー</p> <p style="text-align: right;">氏 名 代表取締役 関根 信次 電話番号 048-829-2911</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社ユーディケー（さいたま市内各工事現場）
事業場の所在地	さいたま市浦和区岸町5-7-11（他さいたま市内各所）
計画期間	令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	94.6億
③従業員数	174人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(1) 建設廃棄物（以下「廃棄物」という。）の管理は、以下に示す組織により行う。



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	30,543.420 t	t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善（汚泥） ・実寸発注の実施（木くず） ・余剰材の引き取り（木くず） ・梱包材の簡易化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	30,440.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記取り組みを徹底し継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別するとともに、石綿産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、廃棄物の現場内分別を徹底し、混合廃棄物の低減を推進する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	30,543.420 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	18,605.929 t	t
	再生利用業者への処理委託量	9,748.076 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>社内、建設廃棄物管理規程に基づき、法令順守にて産業廃棄物業者と委託契約し適正処理を実施した。</li> </ul>			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	30,440.000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	20,250.000 t	t
	再生利用業者への処理委託量	9,699.000 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用業者への委託割合を増やし、リサイクル率の向上を図る。</li> </ul>			
※事務処理欄			

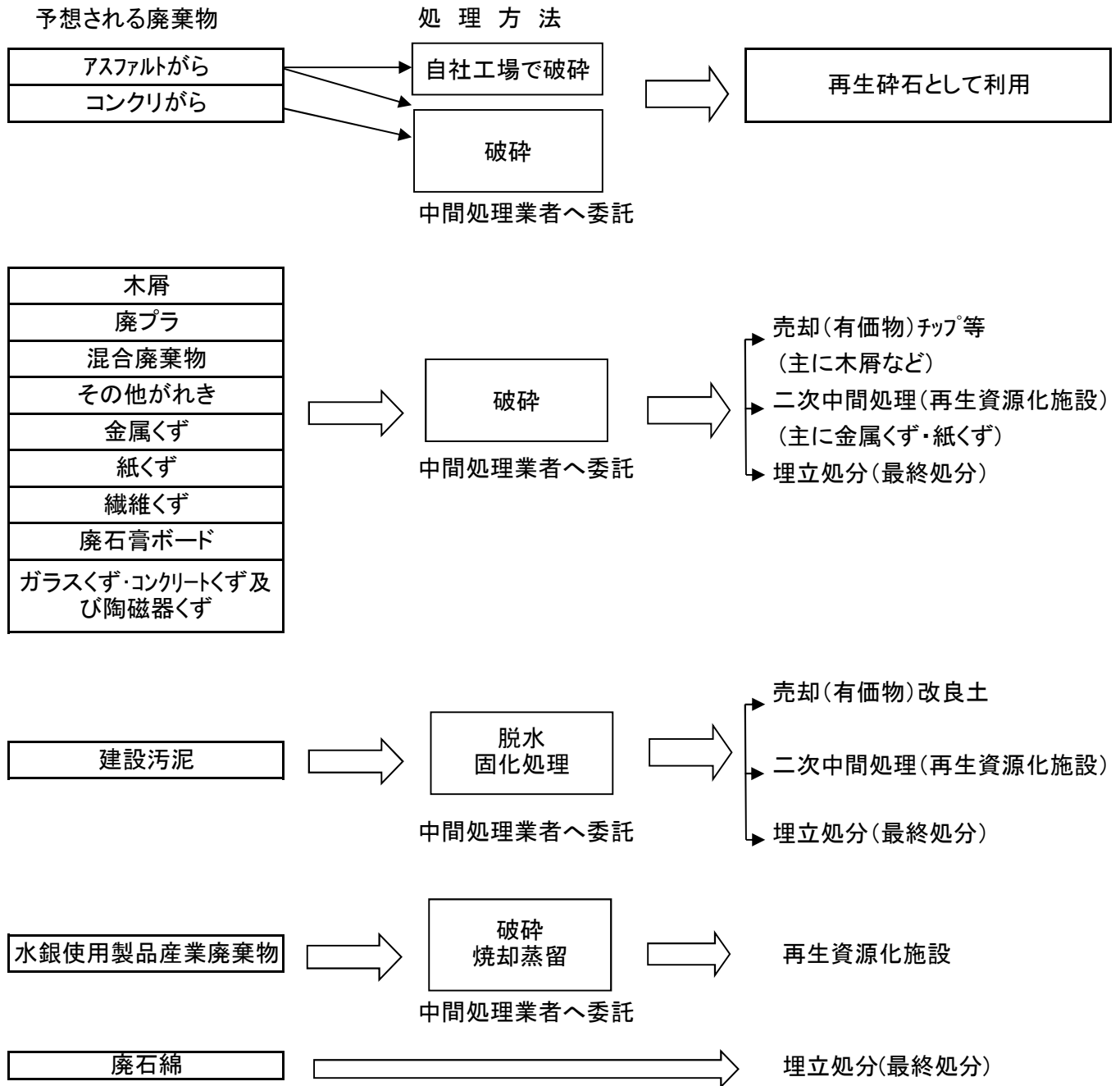
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物発生・処理フローシート

フローシート



別紙2

産業廃棄物処理計画書(本年度の目標)

さいたま市

令和7年度 (R7.4.1~R8.3.31)

項目 産廃種類	前年度廃棄物発生量							今年度の発生量目標						
	廃棄物発生量	産業廃棄物の処理の委託に関する事項						発生量目標	産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	中間処理(再生以外)	最終処分		優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	中間処理(再生以外)	最終処分
コンクリートがら	8,636.620	0.000	8,636.620					8,620.000		8,620.000				
アスファルト・コンクリがら	1,081.650	0.000	1,081.650					1,052.000		1,052.000				
その他がれき類	4.190	0.000	4.190					4.000		4.000				
がれき類(石綿含有)	35.040	1.000				0.000	35.040	32.000					32.000	0.000
廃油	16.200	15.700				16.200		15.000	15.000				15.000	
廃アルカリ	0.000	0.000				0.000		0.000					0.000	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.500	0.000				1.500		1.000					1.000	
廃石膏ボード	16.950	1.950				16.950		15.000	4.000				15.000	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)	0.000	0.000				0.000		0.000					0.000	
廃プラスチック類	78.235	70.255				78.235		76.000	50.000				76.000	
廃プラスチック類(石綿含有)	4.200	0.000				0.000	4.200	0.000					0.000	
金属くず	25.616	23.130	25.616					23.000	15.000	23.000				
紙くず	0.000	0.000				0.000	0.000	0.000					0.000	
木くず	94.875	73.700				94.875		93.000	60.000				93.000	
廃酸	0.250	0.000				0.250		0.000					0.000	
建設汚泥	20,381.044	18,288.604				20,381.044		20,350.000	20,000.000				20,350.000	
混合廃棄物(安定型品のみ)	50.090	46.450				50.090		47.000	36.000				47.000	
混合廃棄物(管理型品含む)	116.030	85.140				116.030		112.000	70.000				112.000	
混合廃棄物(石綿含有)	0.780	0.000				0.000	0.780	0.000					0.000	0.000
照明機器	0.150	0.000				0.150		0.000					0.000	
合計	30,543.420	18,605.929	9,748.076			20,755.324	40.020	30,440.000	20,250.000	9,699.000			20,741.000	0.000

産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔集計用シート〕

提出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
各行政庁の所管区域内の作業所(現場)を総括的に管理する支店等の住所	各行政庁の所管区域内の作業所(現場)を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
埼玉県さいたま市浦和区岸町5-7-11	株式会社 ユーティケー	安全環境課				

産業廃棄物の種類	①排出量	計 画 の 実 施 状 況										⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑫+⑬+⑭+⑮+⑯					⑫+⑭	⑬+⑮		
		②自ら直接再生利用した量(t)	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量(t)	⑤④のうち熱回収を行った量(t)	⑥自ら中間処理した後の残量(t)	⑦自ら中間処理により減量した量(t)	⑧自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量(t)	委託先による区分					⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)			⑫自ら再生利用を行った量(t)	⑬自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)
											⑫再生利用者への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)					
同右 半角	「建設工事等から発生する主な建設系廃棄物」の種類・コード参照	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑫の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭除く)	⑮の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑯の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑮の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑯～⑱を除く)	⑯の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑯の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑫の量と⑬の量を合計したもの(自動計算)	⑬の量と⑮の量を合計したもの(自動計算)	
0100	燃え殻	0.000									0.000				0.000	0.000	0.000	0.000		
0200	汚泥	20,381.044									20,381.044				20,381.044	18,288.604	0.000	0.000		
0300	廃油	16.200									16.200			16.200	15.700	0.000	0.000	0.000		
0400	廃酸	0.250									0.250			0.250	0.000	0.000	0.000	0.000		
0500	廃アルカリ	0.000									0.000			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
	廃プラスチック類	78.235									78.235			78.235	70.255	0.000	0.000	0.000		
	0600:廃プラスチック類	78.235									78.235			78.235	70.255	0.000	0.000	0.000		
2430	廃プラスチック類(石綿含有)	4.200									4.200				4.200	0.000	0.000	0.000		
0700	紙くず	0.000									0.000			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
0800	木くず	94.875									94.875			94.875	73.700	0.000	0.000	0.000		
0900	繊維くず	0.000									0.000			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
1200	金属くず	25.616									25.616	25.616			23.130	0.000	0.000	0.000		
1300	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	18.450									18.450			18.450	1.950	0.000	0.000	0.000		
	1300:ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.500									1.500			1.500	0.000	0.000	0.000	0.000		
	1322:廃石膏ボード	16.950									16.950			16.950	1.950	0.000	0.000	0.000		
2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)	0.000									0.000			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
1500	がれき類	9,722.460									9,722.460	9,722.460		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
	1500:その他のがれき類	4.190									4.190	4.190			0.000	0.000	0.000	0.000		
	1501:コンクリート塊	8,636.620									8,636.620	8,636.620			0.000	0.000	0.000	0.000		
	1502:アスファルト・コンクリート塊	1,081.650									1,081.650	1,081.650			0.000	0.000	0.000	0.000		
2440	がれき類(石綿含有)	35.040									35.040			35.040	1.000	0.000	0.000	0.000		
2000	建設系混合廃棄物	166.120									166.120			166.120	131.590	0.000	0.000	0.000		
	2010:建設系混合廃棄物(安定型)	50.090									50.090			50.090	46.450	0.000	0.000	0.000		
	2020:建設系混合廃棄物(管理型)	116.030									116.030			116.030	85.140	0.000	0.000	0.000		
2410	建設系混合廃棄物(石綿含有)	0.780									0.780			0.780	0.000	0.000	0.000	0.000		
2520	照明機器	0.150									0.150			0.150	0.000	0.000	0.000	0.000		
	2521:HIDランプ	0.000									0.000			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
	2522:蛍光灯	0.150									0.150			0.150	0.000	0.000	0.000	0.000		
	合計	30,543.420	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	30,543.420	9,748.076	0.000	20,755.324	40.020	18,605.929	0.000	0.000		

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。  
 (注2)上記の産業廃棄物の種類以外の排出実績があった場合は、必要に応じ、直接追加入力するとともに、第2面も追加してください。